

第3章 私的独占

I. はじめに

1. 私的独占とはなにか
 - 1-1. 民間企業の独占が問題なのか？
 - 1-2. 私的独占の違反に問われるのは独占企業だけか
2. 規制の沿革
3. 規制の実態
 - 3-1. かつての低迷と近時の再生
 - 3-2. 低迷と再生の理由

II. 行為の要件

1. どのような行為が問題となるのか？
2. 私的独占の事例－初期の典型的規制事例から
 - 2-1. Case1 での排除の特徴
 - 2-2. Case2での排除の特徴
3. 排除とはなにか？
 - 3-1. どんな場合に不当になるのか？排除は不公正な取引方法か？
 - 3-2. 不公正な取引方法の規制と私的独占の規制
 - 3-3. 適法な行為による排除行為
 - 3-4. 人為性や目的は基準になるか？
 - 3-5. 不適切な排除の画定－効率性によらない排除
 - 3-6. ライバル費用の引き上げ戦略
 - 3-7. 略奪的戦略
 - 3-8. ライバル費用引き上げ戦略の特徴
4. 排除の例－最近の事例から
Case 1 - Case 7
5. 支配について
 - 5-1. 事業活動の支配とはなにか
 - 5-2. どのように競争が害されるのか

6. 間接支配の問題

6-1. 野田醤油事件の問題提起

6-2. 公取委の判断

6-3. 東京高裁の見解

6-4. 間接支配の意義と限界

III. 効果の要件—競争の実質的制限と「公共の利益」に反して

1. 競争の実質的制限

2. 公共の利益に反して

IV. 違反に対する制裁

1. 制裁の種類

2. 排除措置

第3章 私的独占補論

[1] 私的独占の禁止

(1) 緒説

(1-1) 規定 定義規定 独禁法2条5項 禁止規定 3条前段

(1-2) 定義規定における構成要件の整理

(行為主体) (行為)
私的独占=事業者(単独・複数)+排除行為・支配行為(+市場支配力)
→一定の取引分野+競争の実質的制限(=市場支配) ←反公共の利益

(1-3) 規制対象の差異と私的独占の禁止の規制の限界—行為規制主義と構造規制主義

- ・行為規制主義と構造規制主義の対立あるいは分類—規制対象の差異に注目した類型
- ・行為規制主義—一定の競争制限行為・濫用行為という事業者の行為を法の規制対象とするというのが行為規制型
(例・独禁法は、私的独占、不当な取引制限などの事業者による行為を規制対象とするだけである。)
- ・構造規制主義—行為規制主義による限り、有効な競争が期待できない独占的な市場構造を規制対象として、競争的な市場構造へ改編しようとする措置を取るのが構造規制型
(例・企業分割などの市場構造の改編措置をふくむ)

(7) 日本の私的独占規定との関係

私的独占行為の背後には、行為を可能とする市場支配力、及び市場支配力を成立させる市場構造がある。
私的独占行為を排除する際に、その背後にある構造まで規制できるか否か
直接的には排除措置の問題

(4) 私的独占及び不当な取引制限が成立するための法律要件についての考え方の相違(あるいは、市場支配概念、または排除措置の項目で説明する)

①構造規制が可能でない

—例・私的独占や不当な取引制限を行為規制主義的に解釈すると
私的独占—排除支配+市場支配状態
不当な取引制限—相互拘束+市場支配状態

↑

- ・行為のみが違法である→この行為のみを排除し、その排除に必要な限度でしか命令できない。
- この考え方は、法律要件において、行為だけを意味ある要件として考える傾向がある。
- (1) 私的独占という違法行為は、「排除」「支配」行為の証明だけで足りる(市場支配は、行為の外部的徴表であると表現されることが多い)(旧今村説)
- (2) 市場支配状態(=競争の実質的制限、対市場効果と表現されることが多い)は、私的独占の成立を証明する素材・証拠にすぎず、違法要件ではない。(実方説)
- (3) 根拠となる背景—行為に対する責任(過失責任—近代市民法の思考に親しむ)

(4) 解釈上の構成

独禁法第7条—「必要な措置」の範囲

- ・違法行為としての、営業譲渡などを命ずることができる。しかし、違反行為を行った事業者の独占的地位を解体するために、営業譲渡や株式処分を命ずることはできない。

②構造規制が可能である

構造規制の考え方の出現した背景

- ・寡占的市場構造の出現
- ・競争制限的な市場構造の存在する場合に、行為の排除を命じても規制の効果が上がらない事態の出現
- ・米国シェーマン法2条の展開

解釈上の構成

第4章の規定、独占的状態の規制

第7条の規定による3種類の構造規制措置が可能

(ウ) 構造規制への対応がもたらした日本法の解釈上の問題点－排除行為・支配行為という行為概念の希釈化

(2) 事業者

「事業者が、単独に、または他の事業者と結合し、もしくは通謀し、その外いかなる方法を以てするかを問わず」→事業者の単独行為、または、事業者の結合による行為（不当な取引制限との相違）

- ・ 単独の事業者（例・東洋製缶事件の東洋製缶）－なお、当該事業者の行為があつて初めて私的独占該当（単独業者が市場独占をしている状態概念ではない）
- ・ 私的独占を行なうための事業者の結合・通謀の態様
 - (a) 同業者間の水平的結合（例・トラスト）
 - (b) 異種業者間の結合（企業集団、コンツェルンなど）
 - (c) 排他条件付き取引や拘束条件付き取引契約で垂直的に結合した垂直的企業結合
 - (d) 第4章に規定されているような企業結合手段
 - (e) 外国事業者と国内事業者による結合（→域外適用）
- ・ 規定の文言上「結合、通謀、その外いかなる方法」と3種類の関係が問題となっているが現在までの法適用ではそのいずれに該当するか重要性は低いようである。（→米国・共有独占(shared monopoly)、EC・共同の市場支配(dominant position)）
- ・ 結合・通謀自体の定義はない。
- ・ 結合
 - 埼玉銀行事件（埼玉銀行と丸佐生糸－埼玉銀行が丸佐生糸を設立、役員や株主で大きな立場をしめる）－法適用上は「協議の上」とされており「通謀」のようにも思われる。
- ・ 通謀
 - 雪印乳業事件（行為主体である雪印乳業と北海道バター間に直接的な結合関係はなし。金融機関・農協などを介した結合関係あり）－法適用上は「協同して」とされている。
 - パチンコ機メーカー事件－パチンコ機メーカーとプール会社間での結合または通謀
- ・ 私的独占・公的独占

(3) 排除・支配行為－人為的な行為要件

(3-1) 排除行為

(i) 排除行為の例

単独－不当廉売、地域的差別対価

複数－原材料の供給者と流通業者間で自己の競争者との取引を禁ずる排他条件付取引、拘束条件付取引

→独禁法19条が規制対象とする行為内容との重複

→排除行為は不公正な取引方法に該当するような行為に限定されるのか？私的独占の禁止で排除行為を規制する意義はあるのか？

・ 排除行為自体の定義なし。

・ 従来手法は、主観的要件としての意図と客観的要件としての人為性の両者を総合的に判断して通常の競争行為である適法な排除行為と違法となる私的独占行為としての排除行為を区別しようとした。→適切な分析・区別の基準たり得るか？

→より客観的な行為の性格・態様に基づく分析・区別の基準はないのか。

(ii) 主観的要件

・ 私的独占行為として要件該当性を持つ排除行為とそうでない場合（通常の競争行動としての適法な排除行為）を区別する際のメルクマールとして、主観的要件に依拠するか否か。

・ 考え方

①他の事業者の事業活動を排除するという行為者の競争制限的意思が必要とする解釈－ただし、個々の事件で意思がどの程度重要視勘案されるかはケースパーケースの問題

場合分け－(a)行為自体が他の独禁法行為類型に該当しうような行為を行っている場合－意思をあまり

問題としなくとも行為自体でこの主観的要件は満たされる。

(b)行為自体は、他の独禁法違反行為に該当せず通常の事業活動行為の場合一行為の効果に加えて、当事者の意思を判断材料とする。

②行為者の意思を重視しない一行為の客観的性格（後述）を中心にして排除行為を確定

・当事者の意思は私的独占行為としての排除行為と排除効果を伴う通常の事業活動との間の区別を行う場合の有効な基準となりうるか？

・実務

・ニプロ（旧商号株式会社ニッシュ）事件（平成18年6月5日・審判審決・違法宣言審決）－アンプル用の生地管を輸入しているナイガイ及びナイガイから同生地管の供給を受けアンプルに加工販売している内外硝子工業株式会社（「内外硝子」）に対し、ナイガイに対してのみ同生地管の販売価格を引き上げる等の一連の行為によって、ナイガイ及び内外硝子の事業活動を排除し、西日本地区における同生地管の供給分野における競争を実質的に制限していた。

→被審人の行為は、「ナイガイグループの輸入生地管の取扱いの継続又は拡大を牽制し、これに対して制裁を加える目的の下に行われたものであり、その目的を実現するための一連の、かつ一体的な行為であると認められる。」

被審人の本件行為は、「西日本地区における生地管の供給市場において支配的地位（需要者であるアンプル加工業者にとって日本電気硝子製生地管の仕入れが必要不可欠である市場において当該生地管の供給を独占する地位）を占める被審人が、ナイガイグループの行う生地管輸入の排除の意図・目的をもって、ナイガイグループの輸入生地管に係る事業活動を排除し、また、他のアンプル加工業者に輸入生地管を取り扱うことを萎縮させ、ひいては被審人の競争者の事業活動を排除する蓋然性の極めて高いものであり、独占禁止法第2条第5項の「他の事業者の事業活動を排除する」行為に該当する・・・」

⇒目的+効果による排除行為の認定？

・NTT東日本事件（平成19年3月26日・審判審決・違法宣言審決）－自社が販売するFTTH（fiber to the home）サービスの提供について、分岐方式による接続料金及びユーザー料金を設定しながら同サービスの提供に当たり光ファイバ1芯を1ユーザーに使用させることで、自社の加入者光ファイバに接続してFTTHサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けFTTHサービス市場の競争を制限していた。

→「被審人は、私的独占に該当する行為と認めるための要件として行為者の競争制限的意思が必要であり、被審人には、他事業者を排除する意思はなかった旨主張する。また、被審人は、光ファイバの接続料金を自ら変更することは不可能であるから、この点からも、他事業者の参入を阻止しようとする意図を有していたとはいえないと主張する。

しかし、排除行為の判断に当たって、主観的な意図は必要ではなく、客観的に排除行為が認められれば足りるから、被審人が他事業者を排除する意思を有していたかどうかは、前記判断を左右するものではない。」

⇒行為の客観的性格・効果による排除行為の認定

(iii)客観的要件－行為

①他の事業者の事業活動を継続困難にさせる行為－埼玉銀行事件、雪印乳業事件

埼玉銀行事件－埼玉銀行及び丸佐生糸が、埼玉銀の融資力を利用して、融資先製糸工場の事業活動を拘束し、これら製糸工場の取引先である丸佐生糸以外の輸出生糸問屋の事業活動を排除した。

雪印乳業事件

②他の事業者の排除、新規参入を困難にする行為－東洋製缶事件、伊予鉄道事件、

③排除されている状態自体ではない

④完全な排除及び完全な参入阻止に至らない行動も排除行為とされる

事業活動の一部または全部に関連するものでよい

⑤直接的排除だけではなく、間接的排除も含む

間接的排除－東洋製缶事件－自家製缶を開始した製缶業者に対して東洋製缶が自家製缶できない缶の供給を拒絶した。これをみて自家製缶を計画していた他の二社が自家製缶を断念した。排除行為は断念した二社に向けられていないが、東洋製缶によって排除された。

直接的排除－伊予鉄道事件－伊予鉄道が、競争者の参入を阻止するために当該競争者と同一路線での

バス事業の種類を限定免許とする協定を締結し、競争者が非限定免許の申請をなすと、協定違反として訴訟を提起し、参入を阻止した。

⑥排除行為者と被排除行為者が競争関係にあるか否かは問題ではない。

⑦競争者の排除＝競争に必然的にとまなうので私的独占行為としては違法とされうるものだけがここでいう排除行為である。良質廉価な商品や役務の供給によって競争者を排除することは、違法な排除行為ではない。「他の事業者の事業活動を継続困難あるいは新規参入を困難にさせる行為」という排除行為の定義は、両者の場合を含みうるもので、両者を区別する基準にはならず→では、両者を区別する基準は何か？

例えば、「人為的な反競争行為」というように意図を介在させた作為行為という基準を用いる考え方がある→これで明確に区別できるであろうか？

・不公正な取引方法該当行為であれば行為自体に公正競争阻害性を内包しており、私的独占行為としての排除行為に分類可能であろう。しかし、排除行為は不公正な取引方法該当行為に限定されるわけではない。

←新しい取引形態や新しい事業方法、取引方法が発展する。不公正な取引方法に分類できない行為による排除行為があり得る。法律は後追いであるし、そもそも公正競争阻害性を持たない行為もあるであろう。

⑧最近の新しい展開—19条で具体的に想定されていない排除行為への3条前段の適用の広がり

(a) 公的機関による標準や手続を利用した排除

日本医療食協会事件—厚生省による食品補助、食品規格とその検査制度を利用した排除行為（昭和52年。厚生省の導入した「医療用食品」（厚生省告示に基づき調理加工後も栄養成分値が一定に維持されている医療食）給付医療機関に対する食事療養費に一定額加算した給付を受けられる「医療食品加算制度」。厚生大臣が医療食品の唯一の指定機関として協会を指定、協会が検定料を販売業者等から徴収して検査事業を行う。協会は事業者登録制度を採用。）

パラマウント事件—自己のみが入札できるようにするために、自己の商品の仕様による入札仕様を発注者に採用させ、競争者を入札から排除

(b) 知的財産権の獲得・集積・利用による排除

パチンコ特許プール事件—競合・補完的特許・実用新案権のプールと第三者への利用拒絶

北海道新聞事件—自己の使用予定のない地域名等での商標出願することにより当該地域の新規参入者排除

(c) 顧客争奪

有線ブロードネットワークス事件—競争相手の顧客奪取のため当該顧客に限定した無料キャンペーンなどの実施

(d) 19条想定型

ノーディオン事件—全量購入契約による競争業者の排除（取引閉鎖・排他条件付き取引）

⑨排除行為の定義問題—効率的事業者を退出させるような行為

⑩将来的に問題となりうる行為

（→不公正な取引方法の禁止によって対応しえない可能性のある行為・部分的規制緩和の行われた市場で被規制下の独占企業によって行われうる行為）

・ライバル費用の引き上げ

・市場の先占—新規参入に備えて又は将来的需要拡大を見越して、市場支配的事業者が生産規模を拡大し市場を先取りする行為

・商品空間の充填—競争者の先回りをして虚偽又は実現可能性の小さい新商品を発表し消費者がライバル商品を購入する行為を断念させる

(3-2) 支配行為

(i) 例、株式所有、役員兼任、優越的地位の利用

- ・東洋製缶事件—株式の保有、役員への派遣、事業計画、下請けなどによる競争業者の事業活動の支配
- ・野田醤油事件—間接支配—客観的市場状況を利用して再販売価格維持行為を実施することで競争業者の事業活動（価格決定）を支配

(ii) 主観的要件

- ・行為主体側での「支配」の意思（競争制限的意思）
- ・被支配側での「支配」されていることの認識
- ・行為概念として認識が必要

(iii) 客観的要件

- ・他の事業者の事業活動に関する意思決定の自由を奪い、自己の意思に従わせる行為

- ・この支配概念に、市場支配（力）概念を含む、と考える説があるが妥当ではない
- ・直接的支配と間接的支配を含む
- ・支配者と被支配者が競争関係にあるか否かは問題ではない
- ・最近の新しい事件
- ・日本医療食協会事件－製品製造業者・販売業者の事業活動の支配（上記公的機関の標準・手続き利用）
- ・パラマウントベッド事件－自社製品を対象とした入札において、入札参加者に対して落札者・落札価格を指示し実施させることで入札参加者の事業活動を支配

（４）一定の取引分野

（４－１）概念自体に関しては説明済であるのでそちらを参照。

- ・日本の私的独占事件では、市場画定が大きな論点となることはなかった。
- ・解釈①－排除行為・支配行為は、競争行動を直接制約すること、競争が有効に制約出来る場合にこれらの行為が行われる、実際に反競争効果発生後に規制されることから、私的独占事件での市場は行為の対象あるいは実際に反競争効果の発生している範囲を画定すれば足り、市場画定は重要ではない。
- ・解釈②－既に市場支配力を有している事業者が、市場支配力を有する市場で排除支配行為を行っている事案が殆どであったため市場画定が比較的容易であったか、たまたま問題とならなかっただけ。問題となりうる場合もありえ、企業結合規制の場合と同様な画定が必要。

（５）競争の実質的制限

（５－１）概念自体に関しては説明済であるのでそちらを参照。

- ・伝統的な市場支配力概念と、排除する力・市場の開放性を包含する概念についても説明済み。
- ・日本の私的独占事件では、競争の実質的制限についても大きな論点となったことはなかった。
- ・市場支配力を有する事業者による、その市場での行為を問題にしたことが多かったため。

（５－２）私的独占事件の競争の実質的制限に関する審判決例

- ①野田醤油事件－東京都内の需要の７割近くを満たす四社の製品価格が同一となり、価格面の競争が全く抑圧されていること
野田醤油が、格付け及び市場シェアで抜きん出た地位にあり、それに基づくプライス・リーダーの地位を利用して、自社製品についての再販売価格行為を実施することにより他の三社の製品の価格決定を支配して東京都内における醤油の取引分野での競争を実質的に制限したとされた事件。
- ②雪印乳業・北海道バター事件－既に北海道地域において集乳量約８０％におよぶ両会社の地位の全面的維持・強化を図っていること
北海道バターと雪印乳業は、金融機関と通謀し融資条件を手段として乳業社（酪農家）の事業活動を抑圧して、集乳業者の集乳活動を排除して北海道地区での生産乳の取引分野での競争を実質的に制限した。
- ③東洋製缶事件－食缶の総供給量の約５６％を占めていた東洋製缶が、約７５％を占めることになり、２位業者が２３％の供給量であること、缶詰業者の自家製缶活動が排除されたこと。
- ④日本医療食協会事件
- ⑤パチンコ特許プール事件

（５－３）対象となる市場

- ・すでに市場支配力を有する事業者が市場支配力を維持強化する場合、市場支配力を有している市場以外の市場で市場支配力を形成する場合（代替品市場、補完品市場、隣接地理的市場、取引段階）
例・日本医療食事件－規制権限を有する分野、それに関連する医療食品の製造、販売市場
- ・規制緩和後の市場で被規制下の独占が一部の市場で存続している場合
例・電気通信市場、電力市場

（６）公共の利益

（６－１）概念自体に関しては不当な取引制限の部分で説明済であるのでそちらを参照。

(7) 排除措置

(7-1) 概要

- ・規定—独禁法7条

(7-2) 排除措置の限界

- ・競争制限行為の差止・禁止が中心。
- ・行為者の経済力・結合関係自体が違法行為として行われている場合にはその排除を命令することが可能であると考えられる。
例・東洋製罐事件における株式放出の命令
- ・行為者の経済力や結合関係など競争制限行為を可能とする背景にまで及ぶことが可能か否かに関しては争いがある。—消極的考えが多い。
例・米国マイクロソフト事件第一審裁判所判決での抱き合わせ行為の停止にとどまらず、マイクロソフト社のOS部門とアプリケーション部門の分離

(8) 他の規定—不当な取引制限の禁止及び不公正な取引方法の禁止—との関係

(9) 近年における私的独占規制の展開—私的独占規定の適用の急増

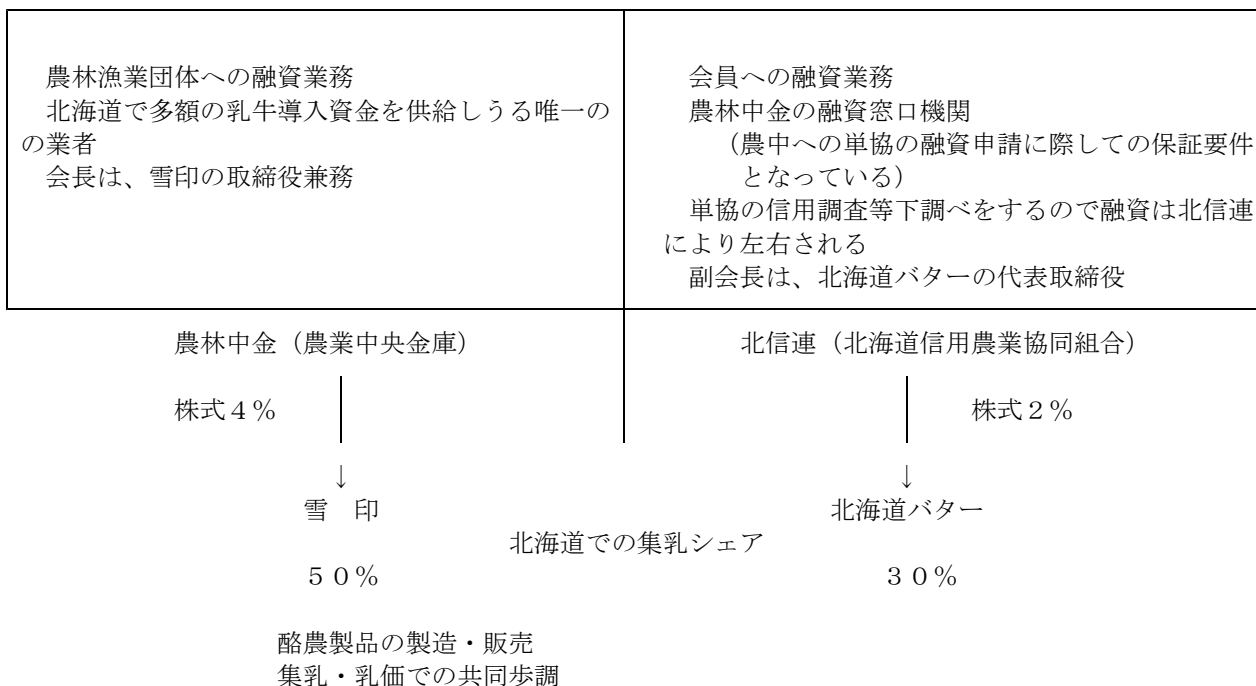
- ・1996年以降急増（1956年までに5件、1972年に1件、1996年以降9件）
- ・近年の適用行為類型の特色
 - ①公的機関による基準・認証等を利用した排除
 - ②知的財産の獲得・集積・利用による排除
 - ①タイプ
 - ・日本医療食協会事件（公取委勧告審決平成8年5月8日）—日本医療食協会及び日清医療食品株式会社が、医療用食品を製造又は販売しようとする事業者の事業活動を排除し、医療用食品の製造業者の販売先並びに医療用食品の販売御者の仕入先・販売先・販売価格・販売地域及び販売活動を制限してこれら事業者の事業活動を支配、日本における医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限
 - ・パラマウントベッド事件（公取委勧告審決平成10年3月31日）—東京都財務局の指名競争入札等で発注する都立病院向けベッドについて、①パラマウント社ベッドのみが納入できる仕様書入札を実現して競争者を排除、②入札参加者である販売業者に対し入札価格を指示して販売業者の事業活動を支配、これにより同ベッドの取引分野における競争を実質的に制限
 - ②タイプ
 - ・パチンコ特許プール（三共他10名）事件（公取委勧告審決平成9年8月6日）—特許管理会社が所有又は管理運営する特許権及び実用新案権の通常実施権を第三者に対して許諾しないことによりパチンコ遊戯機を製造しようとする事業者の事業活動を排除
 - ・北海道新聞社事件（公取委同意審決平成12年2月28日）—函館新聞社の参入を妨害し、その事業活動を困難にする目的で講じた函館対策と称する一連の行為（函館新聞社が使用することを目される複数以上の新聞題字などを具体的使用目的などが無いにもかかわらず商標登録の出願、通信社による記事配信の妨害、広告出稿者向けの大幅な割引による函館新聞への広告出稿の妨害、放送局によるコマーシャル放映拒否の要請等）により函館新聞社の事業活動を排除した。
 - ③その他
 - ・ノーディオン事件（公取委勧告審決平成10年9月3日）—日本の取引先2社（日本の需要者のすべて）との間で、それぞれ、平成8年から10年間、モリブデン99の全量を自己から購入する義務を課す契約を締結して、他のモリブデン99の製造販売業者の事業活動を排除していた
 - ・有線ブロードネットワークスほか1名事件（公取委勧告審決平成16年10月13日）—キャンシステム(株)の顧客に限って切替契約の条件として3,675円を下回る月額聴取料又はチューナー設置月を含めて3ヶ月を超える月額聴取料の無料期間を提示するキャンペーン等を順次、実施することにより、集中的にキャンシステムの顧客を奪取していた
 - ・インテル事件（公取委勧告審決・平成17年4月13日）—国内パソコンメーカーのうちの5社に対し、それぞれ、その製造販売するパソコンに搭載するCPUについて①MSSを100%とし、インテルコーポレーションが製造販売するCPU（インテル製CPU）以外のCPU（競争事業者製CPU）を採用しないこと、②MSSを90%とし、競争事業者製CPUの割合を10%に抑えること、③生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて競争事業者製CPUを採用しないことのいずれかを条件として、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うことを約束することにより、パソコンに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を行っている。

(10) 審決・判例

(10-1) 雪印乳業事件

(10-1-1) 事実

①行為主体者間の関係



②問題となった行為

- ・雪印及び北海道バター—自社工場付近の農家への融資斡旋
農林中金・北信連の了解下、中金の融資3年間十億円の融資
農民にとってきわめて魅力的で、農民を自己に引きつけておく再有力手段
- ・農林中金及び北信連—雪印・北海道バターの了解下S28・8以降融資条件決定
①②③④⑤
↓
- ・計画実行 雪印・北海道バター以外の集乳者は、集乳面で多大な不利を被り、毎年の反復により事業継続が困難に

(10-1-2) 法の適用 (公取委勧告審決)

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-1-3)

- ・排除措置

(10-2) 東洋製缶事件

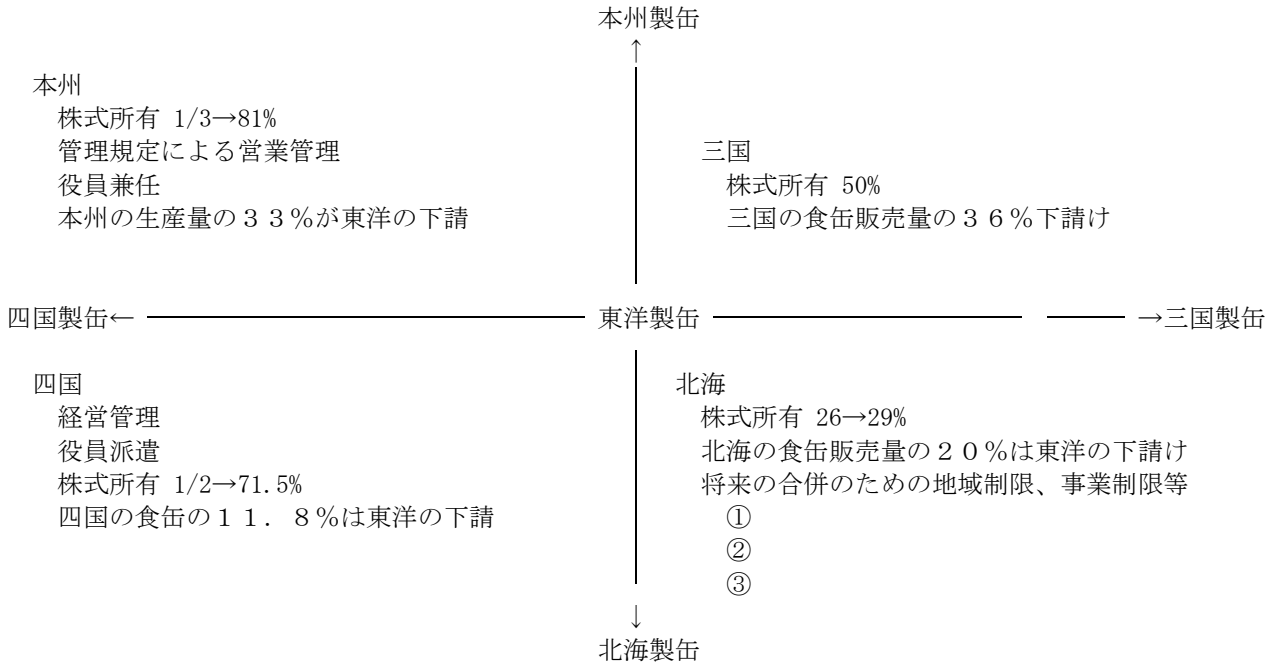
(10-2-1) 事実

①市場の状況

S46 全国市場 主要13社が食缶のほとんどを供給
東洋製缶 食缶の約56%を供給—後述の支配下4社を含むと約74%供給

大和製缶（第二位） 23%のシェア

②東洋製缶による製缶業者の支配



③缶詰製造業者の自家製缶の排除

諸条件から、缶詰製造業者の東洋への依存度大



東洋による自家製缶をはかる缶詰製造業者らの試みの阻止—自家製缶できない品種の供給停止
実例

(10-2-2)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-2-3)

- ・排除措置

(10-3)野田醤油事件

(10-3-1)事実

- ・市場状況 業者数数千 小範囲の需要を満たす地回り醤油業者 全国的販路保有者は少ない
- ・醤油の品質及び価格醤油の品質の判別は困難、消費者には価格の同一なものは品質及び格が同一であるという認識がある。
- ・醤油の格付け 地回り醤油以外には、最上、次最上、極上等の格付け有り

①本件での行為主体など

	野田	ヤマサ	銚子	丸金
醤油生産者	キッコーマン	ヤマサ	ヒゲタ	マルキン
全国シェア	野田 14.0%	野田以外の三社	計	9.3%
都内シェア	野田 36.7%	野田以外の三社	計	31.7%

問屋 (事業者数が少なく、4印の取引上の地位の優位性がある)
指示価格の遵守

小売 (事業者数が多く、廉売有り) ←従来外務員&問屋を通じての廉売中止
申し入れ

②問題となった行為

S 2 8 ・ 1 2 ・ 1 5

野田ー2リットル瓶詰5品目の醤油の値上げ通告(都内問屋へ)

ヤマサ・銚子 同上日

野田と同一価格の値上げ通告(都内問屋へ)

丸金 2日後

野田による値上げに応じない小売に対し荷止め←小売価格の維持のため

(10-3-2)法の適用(公取委勧告審決)

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-3-3)

- ・排除措置

(10-3-4)本件の特色ー管理価格市場に関する問題

- ・当該市場で支配的な会社が存在し、その価格の発表に他の会社が追随する(価格先導者プライス・リーダーとかかる会社の持つ価格先導力プライス・リーダーシップ)
- ・価格が競争によって定められるのではなく、協定や了解・紳士協定等を伴わない。相互性がない。(狭義の管理価格)、同調的値上げも同様
- ・管理価格市場の類型
 - 広義ー公共料金などの政府により規制される価格をも含めた「市場の需給によらず人為的に操作される価格」
 - 中義ー「長い商習慣または暗黙の紳士協定等によってプライス・リーダーによって操作される価格」
 - 狭義ー本件のようなケース
- ・成立条件ー原子的な市場構造ではなく、寡占的市場構造下で
 - 本件のような場合、価格、品質、及びマーク・バリュー、その他の条件での野田の優位性の確立が一体となって成立している。
- ・独禁法規制との関連ー寡占的市場構造から自然に発生する純粹の管理価格市場構造あるいは意識的平行行為について。純粹の管理価格市場や意識的並行行為の存在だけでは、私的独占にも、不当な取引制限にもならない。

(10-4) その他の事件としてー埼玉銀行事件や伊予鉄道株式会社事件

(10-5)日本医療食協会事件

(事実)

(10-5-1)行為者の状況

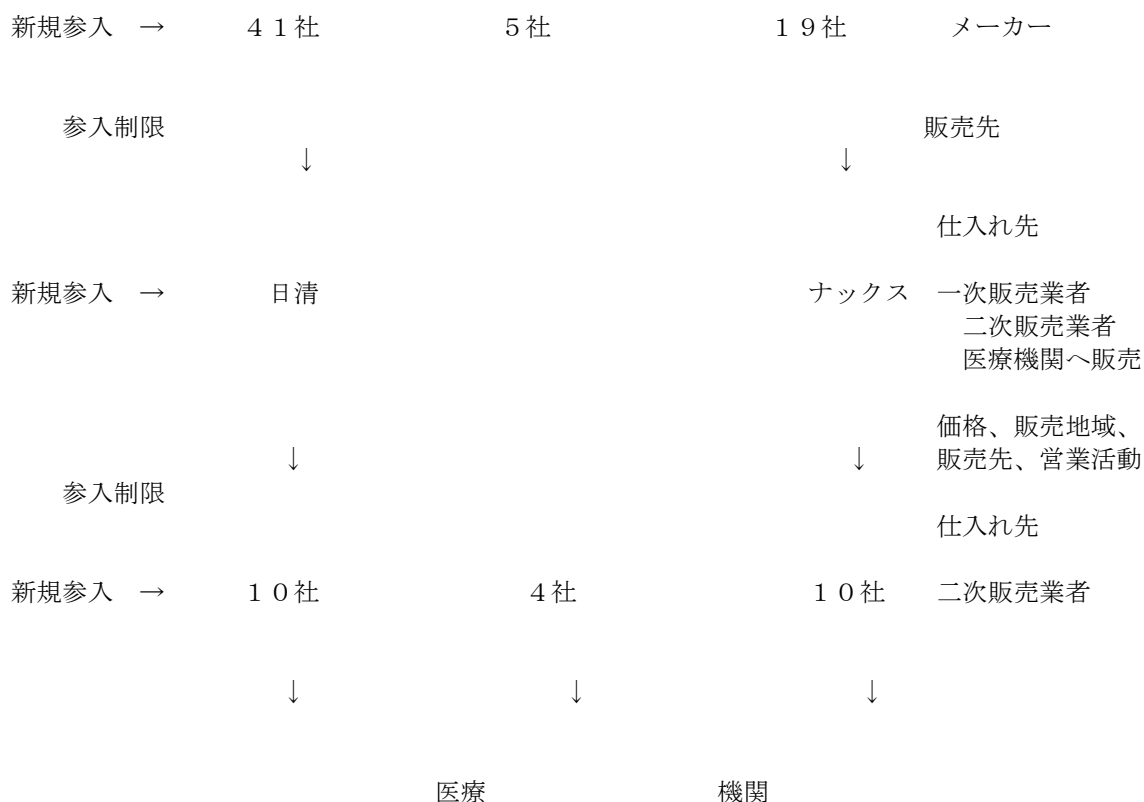
①財団法人日本医療食協会(以下「協会」)

- ・設立目的ー糖尿病などの治療に必要とされる医療食の調査研究等を目的として昭和47年2月に設立。
- ・医療用食品加算制度(以下加算制度)導入ー昭和53年2月、保険医療機関が都道府県知事の承認を得て厚生大

臣が定める基準による給食を行った場合において、医療用食品を給与時に、入院時食事療養費に一定金額を加算した給付が受けられる医療用食品加算制度（以下「加算制度」）導入。

- ・医療用食品—主として入院患者の食事療法に用いられることを目的とする食品であって、厚生大臣が指定した検査機関において調理加工後の栄養成分が分析されていて、かつ、当該栄養成分分析値が保たれている食品
 - ・医療用食品検査機関の指定—協会は、厚生大臣から医療用食品の唯一の検査機関として指定され、医療用食品の販売業者等から検定料を徴収してその栄養成分値等の検査を行う収益事業を営んでいた。
- ②日清医療食品㈱（以下「日清」）及び㈱メディカルナックス（以下「ナックス」）
- ・医療用食品の一次販売業者であり、製造業者から医療用食品を仕入れて二次販売業者及び医療機関に販売。
 - ・二次販売業者は24社
 - 10社は専ら日清から仕入れを行う日清系販売業者。
 - 10社はナックスから仕入れを行うナックス系販売業者。
 - 残り4社は両社から仕入れ。
 - ・医療用食品製造業者は65社
 - 41社は専ら日清に販売する日清系製造業者。
 - 19社は専らナックスに販売するナックス系製造業者。
 - 残り5社は両社に販売・
 - ・日清及び日清系二次販売業者の医療機関向け医療用食品の販売額の合計は、わが国の医療機関向け医療用食品の総販売額のほとんどを占めている状況。

(10-5-2)医療用食品流通市場構造



(10-5-3)問題となった行為

①昭和47年12月頃

協会—医療用食品の製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施。協会が認定を行った事業者にのみ製造又は販売を行わせていた。

②昭和52年

日清→協会・医療用食品販売の一手引き受け要請

協会→日清のみを一次販売業者として指定—医療用食品の価格維持や検定料収入の安定化意図

協会→加算制度下で、独占的検査機関として指定されたことで医療用食品の検査制度設定

協会検査合格品で厚生省了承のものを医療用食品として登録、知事へ通知

協会→①登録申請受付にあたって食品製造業者に日清との事前協議を義務付け、②登録審査に日清を参加させ、③既存登録医療食品と類似食品の登録を拒絶、④昭和58年頃から登録品目数を280品目程度に制限する、等の登録方針の下で登録制度を運用。

製造業者間及び販売業者間での競争制限を目的にした政策制度。

③昭和61年頃 日清の独占的供給体制への批判の高まりに対する対応

協会→日清 ナックスを一次販売業者として参入させることの打診

日清→協会 参入地域制限などを行う旨を提案

協会・日清 61年協定作成（日清の独占的地位の実質的維持、協会の検定料確保を目的）。ナックスとの間で締結。

- 1 ナックス参入地域は医療用食品普及率低地域の21都道府県に限定
- 2 販売系列を日清とナックスの2系列化。両社は共同して系列外参入を防止する
- 3 日清及びナックスは新規参入2次販売業者を自社系列に組み込み、自己の系列2次販売業者向け販売以外を行わない。
- 4 日清及びナックスは、他系列から購入済みの医療機関向け営業活動を行わず、2次販売業者にも遵守させる。
- 5 日清及びナックスは、将来的に自社系列製造業者に対して自社向けに専ら販売するようにさせる。
- 6 日清及びナックスは、両者で決定した医療機関向け定価で販売し、2次販売業者にも定価販売を遵守させる。
- 7 日清及びナックスの2次販売業者向け販売価格は同一とする。等

④昭和63年頃から ナックスによる一部地域での日清及び日清系2次販売業者の取引先医療機関向け営業活動に対して

協会・日清→ナックス 61年協定実効性確保のための覚え書きを締結（平成元年4月 61年協定遵守などを内容）

⑤

- 1 協会・日清—日清・ナックス以外の一次販売業者及び両者の推薦を得られない2次販売業者を認定せず医療用食品販売事業者の事業活動を制限。認定販売地域外でのナックス及び2次販売業者事業活動制限（61年協定に従った、販売業者認定制度を利用した制限）
- 2 医療用食品を製造しようとする事業者の登録を制限する等事業活動を制限（61年協定及び登録方針に従った、登録制度及び製造工場認定制度を利用した制限）
- 3 製造業者の販売先並びにナックス及び販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限
- 4 ナックスに、製造業者の販売先並びに販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限させる（61年協定に従い、製造工場・販売業者認定制度を利用した制限）

⑥公取委審査開始。

1 協会及び日清は、ナックスとともに、61年協定及び平成元年覚書等の破棄を決定。

2 協会は製造工場・販売業者認定制度を廃止し、登録方針の破棄を決定。

3 日清は、①の破棄決定を確認するとともに、61年協定に従い行っていた製造業者の販売先の制限並びに販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動の制限を取りやめることを決定（なお、加算制度は平成8年に廃止）。

(10-5-4)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-5-5)

・ 排除措置

(審決要旨)

(1)法の適用

「協会及び日清医療食品は、61年協定及び登録方針に従い、医療用食品の登録制度、製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施することによって、

- ・ 排除行為－医療用食品を製造又は販売しようとする事業者の事業活動を排除
- ・ 支配行為－医療用食品の製造業者の販売先並びに医療用食品の販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限してこれらの事業者の事業活動を支配することにより、
- ・ 公共の利益に反して、我が国における医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するものである」

(2)排除措置

協会と日清に対して、

- ①本件登録方針を破棄したこと、製造工場・販売業者認定制度を破棄したことの周知徹底
- ②61年協定及び平成元年覚書を破棄したこと、製造業者の販売先の制限及び販売業者の取引先・販売価格等の制限を取りやめたことの周知徹底などを命じた。

(10-6)パラマウントベッド事件(公取委平成10年3月31日勧告審決(平成10年(勧)第3号パラマウントベッド(株)に対する件)(審決集44巻362頁)

(10-6-1)事実

(10-6-1-1)行為者

- ・ パラマウントベッド社－医療用ベッドの製造販売業を営む者。
- ・ 他社－日本国内の医療用ベッドの製造業者には、同社のほかに2社(以下「メーカー3社」)
- ・ シェアなど－同社は、国・地方公共団体発注の病院向け医療用ベッドのほとんどすべてを製造販売。

(10-6-1-2)東京都の入札

①入札の種類など

- ・ 指名競争入札又は国際入札による発注－財務局が発注事務を所管する発注予定額が500万円以上の都立病院向け医療用ベッド(以下「財務局発注の特定医療用ベッド」)。
- ・ 仕様書入札－指名競争入札の場合、原則として、複数製造業者が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書を定めて、それに適合する製品を対象とする入札(「仕様書入札」)を行い、
- ・ 製品指定入札の回避－特定の製造業者の製品を指定して当該製品を対象とする入札(「製品指定入札」)を可能な限り行わないこととしている。
- ・ 平成6年12月以降、中小企業育成の観点から、財務局発注の特定医療用ベッドの入札参加者を、製造業者から販売業者に変更している。

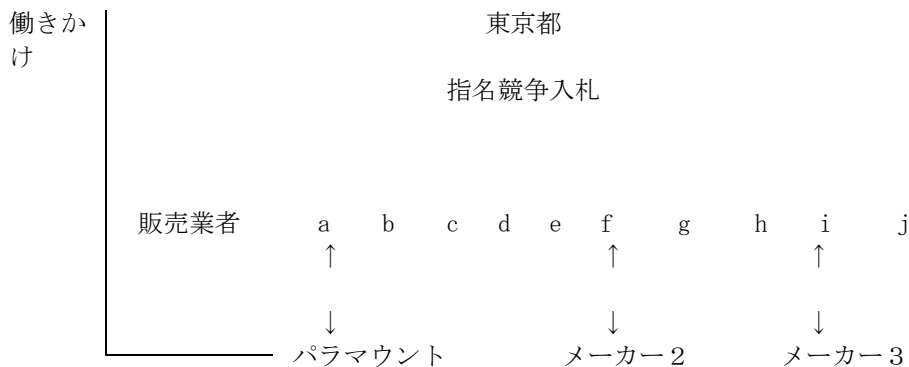
②入札にかかる方針

- ・ 平成7年度から3か年計画で、都立病院の医療用ベッドを順次電動式ギャッチベッドに更新し、財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札の発注方針を以下の通りに。
 - 1 メーカー3社が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書入札を実施すること。
 - 2 販売業者を入札参加者とするが、メーカー3社の医療用ベッドの発注の機会を確保するため、入札参加者の取引先製造業者にメーカー3社が含まれるようにすること。

③入札の結果にかかる状況など

- ・ 財務局発注の特定医療用ベッドを製造している事者はメーカー3社であるが、パラマウントベッド社は、そのほとんどを製造している。
- ・ 財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札等に参加している販売業者は、平成7年度以降33名であり、それぞれメーカー3社のいずれかの医療用ベッドを納入予定として入札に参加している。

└─→ 担当者



(10-6-1-3)問題となる行為

①パラマウントベッド社一仕様書入札において、上記東京都方針を承知の上、医療用ベッドの仕様に精通していない都立病院の入札事務担当者に対し、同社の製品のみが適合する仕様を含んでいても対外的には東京都の方針に反していることが露見しないように仕様書を作成することができると申し出る等し、以下のような行為を実施することで自社製品のみが適合する仕様書とすることを實現した。

1. 同社が実用新案権等の工業所有権を有する構造であることを伏せ、仕様書に同構造の仕様を盛り込むことを働きかけること、
2. 仕様書に競合2社の標準品の仕様にはなく、競合2社がそれに適合する製品を製造するためには相当の費用・時間を要することが予想されるパラマウントベッド社の標準品等の仕様を盛り込むことを働きかける

②パラマウントベッド社一入札事務担当者をして次の行為を行わせた。

1. 入札のための現場説明会において仕様書の内容を説明する際に、同社の製品の仕様のみ合致する内容を説明し、または同社の作成にかかる一覧表を掲示して同社の製品の機能が競合2社の製品の機能より著しく優れていることを説明し、入札参加者に対し、同社の医療用ベッドを発注する旨表明すること
2. 仕様書が同社の製品しか対応できない内容ではないか等の競合2社等からの質問および仕様書の修正要求に対して、同社の作成した回答に従って回答すること、および同社と相談の上修正要求には応じないとする

③落札者の決定（入札談合）

1. パラマウントによる落札者・落札価格・入札価格の決定一平成7年度以降、財務局発注の特定医療用ベッドの仕様書入札および同社製品の製品指定入札において、入札参加者中から、あらかじめ、「落札予定者」を決定。落札予定価格を決め、落札予定者および他の入札参加者に対し、入札すべき価格を指示、当該価格で入札させている。
2. 実効性確保措置一実効性確保のため、落札予定者以外の入札参加者に対し、協力への礼金（以下「入札協力金」）提供、または落札された製品について帳簿上のみの取引に参加させること（以下「伝票回し」）による利益の供与。

(10-6-1-4)行為の効果

- ・上記②、③の行為により、平成7年度以降、財務局発注の特定医療用ベッドの仕様書入札のほとんどの案件において、他の製造業者の医療用ベッドを納入予定とする販売業者は入札に参加することができず、結果、他の製造業者は製品を納入することができなくなった。
- ・仕様書入札のほとんどの案件およびパラマウントベッド社製の製品指定入札の案件において、同社が定めた落札予定者が同社が定めた価格で落札している。

(10-6-2)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-6-3)

- ・排除措置

(10-7) 北海道新聞社事件（公取委平成12年2月28日同意審決（平成10年（判）第2号(株)北海道新聞社に対する件）
（審決集46巻144頁）
（事実）

(10-7-1) 行為者

- ・北海道新聞社（以下「道新社」）－北海道を販売地域として一般日刊新聞の発行業を営み、北海道地区の朝刊の総発行部数の過半を占めている。函館地区における朝刊及び夕刊それぞれの総発行部数の大部分を占めている。
- ・函館新聞社－平成6年8月頃から、函館地区で夕刊紙発行目的の新聞社設立の動きがあり、平成7年11月15日に函館新聞社（「函新社」）設立。平成9年1月1日から夕刊紙である「函館新聞」を発行。

(10-7-2) 行為

- ・道新社－函館地区での夕刊紙新規参入の動きが知られた頃から、事態の進展を受けた対応を講じるため函館対策を行い、特に函新社の函館新聞発刊が明らかになってから、函新社の新聞発行事業の継続を困難にさせるための抜本的対策を講じるとの認識の下に具体的な対抗策を講じてきた。
- ・函館対策と称して講じられている函新社に対する具体的な対策及びその背景事情は次のとおり。

①新聞題字対策

- ・道新社－函館地区の新設立新聞社に使用させない意図の下に、自ら使用する具体的な計画がないにもかかわらず、平成6年10月、特許庁に対し、「函館新聞」その他、函館地区の地方新聞が使いそうな商標を9件出願。（←地方紙発行者の多くが地元紙であることを標榜し、購読者獲得の手段とするため、発行地域・都市名にちなんだ新聞題字を選定する。）

②通信社対策

- ・道新社は、時事通信社に函新社からの配信要請に応じないように暗に求め、時事通信社から函新社との配信契約には応じない旨の回答を獲得。（←函新社は時事通信社からの配信を望んでいたが、時事通信社は先行契約者優先の方針を採っていた。）
- ・なお、新聞社は紙面構成の上で国内外の通信社から記事の配信を受ける必要があり、北海道で新聞業を営む者は時事通信又は共同通信社から配信を受けている。
- ・共同通信は社員制をとり全ての記事を配信することになっており、他方、時事通信社からは必要な記事のみの配信を受けることが可能であった。

③広告集稿対策

- ・道新社は函新社の広告集稿活動を困難にするための行為により函新社の広告集稿活動を困難にした。
 - 1 夕刊本紙の別刷りとして地域情報版を発刊。
 - 2 そこへの掲載広告については、函新社の広告集稿対象と目される中小企業を対象とした大幅な割引広告料金等を画策し、収支試算上、損失が生じることが予測されたにもかかわらず、地域情報版掲載の営業広告の基本料金を本紙掲載広告の約半分の水準にするなどの措置を実施。
- ・新聞発行業を営む者の多くは、その売上高のほとんどを新聞販売収入と広告収入に依存し、新聞販売収入と広告収入がその重要な収益源となっている。

④テレビコマーシャル対策

- ・函新社が、函館新聞の発刊を一般消費者に対し広告するため、テレビ北海道に対し、コマーシャル放映の申込みを行ったのに対し、道新社は、函新社のコマーシャルを放映させないようにするため、コマーシャル放映の申込みに応じないようテレビ北海道に要請した。これを受けて、函新社の放映申込みは事実上拒否され、テレビ北海道を通じたコマーシャルを函新社は断念している。
- ・なお、テレビ北海道は道新社から出資を受け、退職者を自社の役員として受け入れ、債務保証を受けるなど密接な関係にある。
- ・公取委－平成10年3月6日に審判開始決定し、道新社の申出に基づき同意審決。

(10-7-3) 法の適用（公取委同意審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-7-4)

- ・排除措置

(10-8)パチンコ特許プール事件（公取委平成9年8月6日勧告審決（平成9年（勸）第5号）三共ほか10名に対する件）（審決集44巻238頁）

(10-8-1)事実

(10-8-1-1)行為主体－被審人11名

- ①被審人11社のうち、ぱちんこ機の製造販売業者ないし製造業者である10社（以下「10社」という）国内において供給されるぱちんこ機のほとんどを供給している。
- ②(株)日本遊技機特許運営連盟（「特許連盟」）－ぱちんこ機等に関する工業所有権の取得、売買、実施権の設定・許諾等に関する事業を営むことを目的として設立。
- ③10社は、技術開発能力等に優れ、製造に関する多くの特許権等を所有する。
- ④10社は、通常実施権の許諾（実施許諾）の諾否等の管理運営業務を特許連盟に委託するとともに、実施許諾の諾否等に実質的に関与してきており、直接または間接に、特許連盟の株式の過半数を所有し、また取締役の相当数を占めている。
- ⑤特許連盟が所有または管理運営する特許権等－ぱちんこ機の製造上重要な権利。これらの実施なしで、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく規格に適合する製品を製造することは困難な状況。ぱちんこ機製造業者のほとんどすべてである日本遊技機工業組合（「工業組合」）の組合員19社は、特許連盟が所有・管理運営する特許権等の実施許諾を受けて製品を製造している。
- ⑥ぱちんこ機製造販売業界では、特許連盟の所有・管理運営する特許権等の実施許諾契約における乱売禁止条項、証紙発給に係る条項等に基づき販売価格の監視や安売り防止の指導がなされ、製造業者・販売業者間の取引が販売業者によって販売価格を自由に設定し得ない委託販売とされるなど、製造業者間の自由な競争が著しく阻害されてきている。

(10-8-1-2)問題となる行為（排除行為）

①特許連盟

- ・目的－既存の製造業者である工業組合の組合員の利益の確保を図るため、かねてから、ぱちんこ機製造分野への参入を抑止する方針
- ・方針・行為1－自己が所有・管理運営する特許権等の実施許諾に当たり、製造業者である組合員以外の者に実施許諾を行わない。
- ・方針・行為2－実施許諾を行う場合にも契約中に営業状態の変更に関する条項（代表者・役員構成の変更等営業状態の著しい変更の場合に契約を解除できる旨の条項）を設け、参入を抑止。
- ・方針・行為3－回胴式遊技機大手製造業者が組合員であるぱちんこ機製造業者の株式取得により新規参入を図る動き等を契機として、10社のうち1社を除く9社（以下「9社」）と特許連盟が、買収等による参入の抑止策を強化。

②状況変化後

- ・状況変化－他分野の事業者がぱちんこ機の製造を強く希望して実施許諾を申し出るなど新たな進出の動きが活発化。他方、特許連盟が所有・管理運営する特許権等の数が減少し参入障壁が弱まりつつあり、新規参入希望者が特許連盟の特許権等を回避した製品の製造を開始して対抗勢力が形成されることも考えられるなど、従来の体制が崩壊、既存のぱちんこ機製造業者の利益が大きく損なわれることが危惧される状況に。

③状況変化後の行為（排除行為）

9社と特許連盟

- ・目的－市場占拠率確保・価格競争回避の体制維持目的
- ・方針・行為1－「権利者会議」、特許連盟取締役会等とおして、営業状態の変更に関する条項の実施により買収等による参入を抑止
- ・方針・行為2－特許権等の集積に努めて参入障壁を強化すること
- ・方針・行為3－参入希望者に対して当該特許権等の実施許諾を行わないこと
- ・ぱちんこ機の製造分野への参入を排除する旨の方針を確認。現実には参入を排除（前述の除外されていた1社も、遅くとも平成5年中に9社・特許連盟と行動を共にしている）。

(10-8-1-3)具体的行為及び効果

- 1 回胴式遊技機大手製造業者（非組合員）による既存のぱちんこ機製造業者（組合員）の株式の過半数取得を通しての参入計画に対し、新規参入により既存製造業者の利益損失のおそれなどを理由に、9社・特許連盟が上記方針に基づき、既に終了していたその組合員との実施許諾契約更新を拒絶継続を決めたため、その組合員を介してぱちんこ機の製造をすることができなくなった。
- 2 非組合員であるぱちんこ補給機大手製造業者および工業組合を脱退した元組合員による特許連盟の所有・管理運営する特許権等の実施許諾の申し出に対して、既存製造業者利益の損失のおそれがあるなどを理由に、10社・特許連盟が上記方針に基づき申出を拒絶しているため、ぱちんこ機の製造を開始できないでい

る。

- 3 その他の参入抑止効果—製造販売を希望し、開発に努めてきた事業者は、実施許諾を希望しているものの、10社・特許連盟の前述の方針により、既存ばちんこ機製造業者以外の者が実施許諾を受けることは困難であるとの認識から、正式に実施許諾を申し出るには至らず、製造を断念。

(10-8-2)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-8-3)

- ・排除措置

(10-9)ノーディオン事件

(10-9-1)事実

(10-9-1-1)行為者

- ①カナダ所在のエム・ディ・エス・ノーディオン
- ・モリブデン99（癌診断薬の原料）を製造販売する外国事業者。
 - ・製品分野で世界一の製造販売業者。世界における生産数量の過半、販売総量の大半を占める。
- ②世界第2の事業者はベルギーのIRE社。
- ③日本—当該製品の製造業者なし。供給は全て海外に依存。日本の需要は世界需要のうち16%を占めている。日本で当該製品を原料とし癌診断薬を製造しているのは日本メジフィックスと第一ラジオ。

(10-9-1-2)問題となる行為（排除行為）

- ①ノーディオン社は全世界の顧客に対し、排他的供給契約により顧客の必要とするモリブデン99の全量をノーディオン社から排他的に購入させる。
- ②日本メジフィックス社契約—平成8年、日本メジフィックス社が取得、使用、消費又は加工するモリブデン99全量をノーディオン社から購入しなければならない旨の契約（期間10年間）を締結。
- ③第一ラジオ社との契約—第一ラジオ社は、モリブデン99を複数の業者から購入することを企図。IRE社とも交渉実施。ノーディオン社は第一ラジオ社の希望を受け入れず、排他的購入契約締結を繰り返し要求。平成8年第一ラジオ社が取得、使用、消費又は加工するモリブデン99全量をノーディオン社から購入しなければならない旨の契約（期間10年間）締結。
- ④なお、これらの契約の締結地は東京。

(10-9-2)効果

- ①IRE社及びその他のモリブデン99製造業者は上記契約期間中は上記日本の需要者2社とは取引ができない状態に。
- ②公取委が審査開始。ノーディオンは上記契約を修正し全量購入条項を削除、上記二社に対して義務を課さないことにした。

(10-9-3)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-8-4)

- ・排除措置

(10-5) 日本医療食協会事件

(事実)

(10-5-1) 行為者の状況

① 財団法人日本医療食協会（以下「協会」）

- ・ 設立目的－糖尿病などの治療に必要とされる医療食の調査研究等を目的として昭和47年2月に設立。

・医療用食品加算制度（以下加算制度）導入－昭和53年2月，保険医療機関が都道府県知事の承認を得て厚生大臣が定める基準による給食を行った場合において，医療用食品を給与時に，入院時食事療養費に一定金額を加算した給付が受けられる医療用食品加算制度（以下「加算制度」）導入。

・医療用食品－主として入院患者の食事療法に用いられることを目的とする食品であって，厚生大臣が指定した検査機関において調理加工後の栄養成分が分析されていて，かつ，当該栄養成分分析値が保たれている食品

・医療用食品検査機関の指定－協会は，厚生大臣から医療用食品の唯一の検査機関として指定され，医療用食品の販売業者等から検定料を徴収してその栄養成分値等の検査を行う収益事業を営んでいた。

②日清医療食品(株)（以下「日清」）及び(株)メディカルナックス（以下「ナックス」）

・医療用食品の一次販売業者であり，製造業者から医療用食品を仕入れて二次販売業者及び医療機関に販売。

・二次販売業者は24社

10社は専ら日清から仕入れを行う日清系販売業者。

10社はナックスから仕入れを行うナックス系販売業者。

残り4社は両社から仕入れ。

・医療用食品製造業者は65社

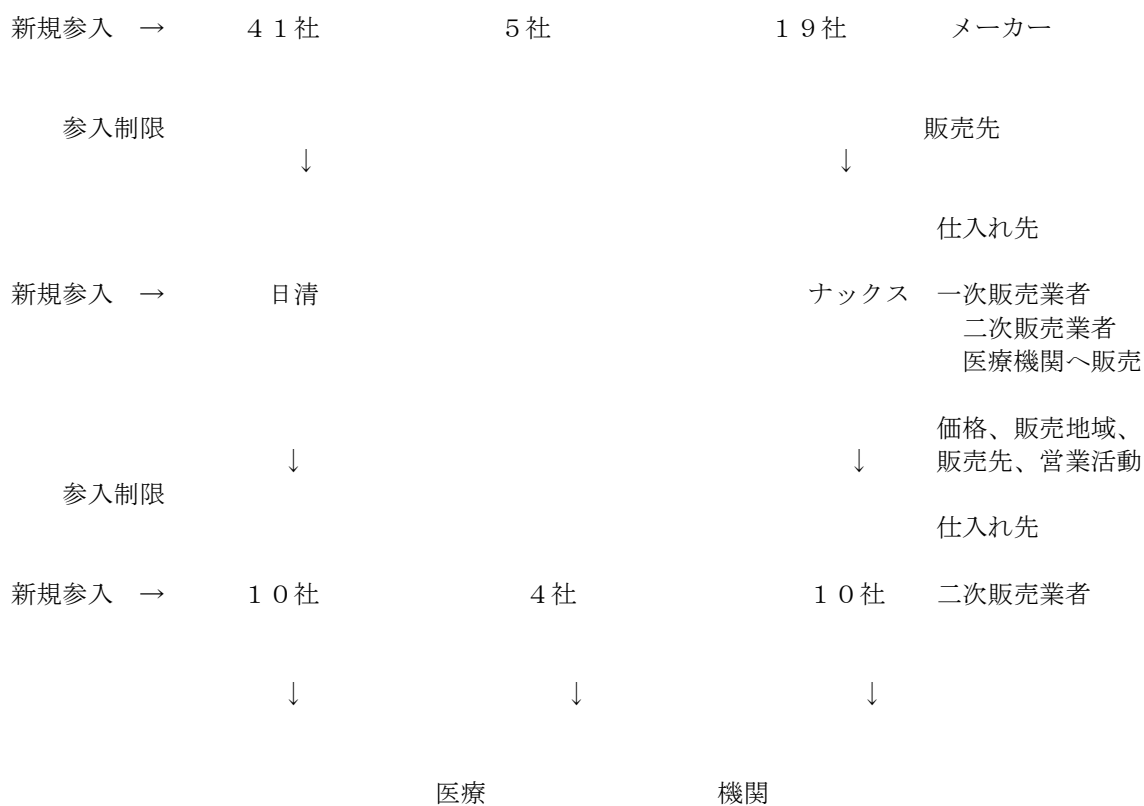
41社は専ら日清に販売する日清系製造業者。

19社は専らナックスに販売するナックス系製造業者。

残り5社は両社に販売・

・日清及び日清系二次販売業者の医療機関向け医療用食品の販売額の合計は，わが国の医療機関向け医療用食品の総販売額のほとんどを占めている状況。

(10-5-2)医療用食品流通市場構造



(10-5-3)問題となった行為

①昭和47年12月頃

協会－医療用食品の製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施。協会が認定を行った事業者にのみ製造又は販売を行わせていた。

②昭和52年

日清→協会・医療用食品販売の一手引き受け要請

協会－日清のみを一次販売業者として指定－医療用食品の価格維持や検定料収入の安定化意図

協会－加算制度下で、独占的検査機関として指定されたことで医療用食品の検査制度設定

協会検査合格品で厚生省了承のものを医療用食品として登録、知事へ通知

協会－①登録申請受付にあたって食品製造業者に日清との事前協議を義務付け、②登録審査に日清を参加させ、③既存登録医療食品と類似食品の登録を拒絶、④昭和58年頃から登録品目数を280品目程度に制限する、等の登録方針の下で登録制度を運用。

製造業者間及び販売業者間での競争制限を目的にした政策制度。

③昭和61年頃 日清の独占的供給体制への批判の高まりに対する対応

協会→日清 ナックスを一次販売業者として参入させることの打診

日清→協会 参入地域制限などを行う旨を提案

協会・日清 61年協定作成（日清の独占的地位の実質的維持、協会の検定料確保を目的）。ナックスとの間で締結。

1 ナックス参入地域は医療用食品普及率低地域の21都道府県に限定

2 販売系列を日清とナックスの2系列化。両社は共同して系列外参入を防止する

3 日清及びナックスは新規参入2次販売業者を自社系列に組み込み、自己の系列2次販売業者向け販売以外を行わない。

4 日清及びナックスは、他系列から購入済みの医療機関向け営業活動を行わず、2次販売業者にも遵守させる。

5 日清及びナックスは、将来的に自社系列製造業者に対して自社向けに専ら販売するようにさせる。

6 日清及びナックスは、両者で決定した医療機関向け定価で販売し、2次販売業者にも定価販売を遵守させる。

7 日清及びナックスの2次販売業者向け販売価格は同一とする。等

④昭和63年頃から ナックスによる一部地域での日清及び日清系2次販売業者の取引先医療機関向け営業活動に対して

協会・日清→ナックス 61年協定実効性確保のための覚え書きを締結（平成元年4月 61年協定遵守などを内容）

⑤

1 協会・日清－日清・ナックス以外の一次販売業者及び両者の推薦を得られない2次販売業者を認定せず医療用食品販売事業者の事業活動を制限。認定販売地域外でのナックス及び2次販売業者事業活動制限（61年協定に従った、販売業者認定制度を利用した制限）

2 医療用食品を製造しようとする事業者の登録を制限する等事業活動を制限（61年協定及び登録方針に従った、登録制度及び製造工場認定制度を利用した制限）

3 製造業者の販売先並びにナックス及び販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限、

4 ナックスに、製造業者の販売先並びに販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限させる（61年協定に従い、製造工場・販売業者認定制度を利用した制限）

⑥公取委審査開始。

1 協会及び日清は、ナックスとともに、61年協定及び平成元年覚書等の破棄を決定。

2 協会は製造工場・販売業者認定制度を廃止し、登録方針の破棄を決定。

3 日清は、①の破棄決定を確認するとともに、61年協定に従い行っていた製造業者の販売先の制限並びに販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動の制限を取りやめることを決定（なお、加算制度は平成8年に廃止）。

(10-5-4)法の適用（公取委勧告審決）

・事業者

- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-5-5)

- ・排除措置

(審決要旨)

(1)法の適用

「協会及び日清医療食品は、61年協定及び登録方針に従い、医療用食品の登録制度、製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施することによって、

- ・排除行為－医療用食品を製造又は販売しようとする事業者の事業活動を排除
- ・支配行為－医療用食品の製造業者の販売先並びに医療用食品の販売業者の仕入れ先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限してこれらの事業者の事業活動を支配することにより、
- ・公共の利益に反して、我が国における医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するものである」

(2)排除措置

協会と日清に対して、

①本件登録方針を破棄したこと、製造工場・販売業者認定制度を破棄したことの周知徹底

②61年協定及び平成元年覚書を破棄したこと、製造業者の販売先の制限及び販売業者の取引先・販売価格等の制限を取りやめたことの周知徹底などを命じた。

(10-6)パラマウントベッド事件(公取委平成10年3月31日勧告審決(平成10年(勸)第3号パラマウントベッド(株)に対する件)(審決集44巻362頁)

(10-6-1)事実

(10-6-1-1)行為者

- ・パラマウントベッド社－医療用ベッドの製造販売業を営む者。
- ・他社－日本国内の医療用ベッドの製造業者には、同社のほかに2社(以下「メーカー3社」)
- ・シェアなど－同社は、国・地方公共団体発注の病院向け医療用ベッドのほとんどすべてを製造販売。

(10-6-1-2)東京都の入札

①入札の種類など

・指名競争入札又は国際入札による発注－財務局が発注事務を所管する発注予定額が500万円以上の都立病院向け医療用ベッド(以下「財務局発注の特定医療用ベッド」)。

・仕様書入札－指名競争入札の場合、原則として、複数製造業者が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書を定めて、それに適合する製品を対象とする入札(「仕様書入札」)を行い、

・製品指定入札の回避－特定の製造業者の製品を指定して当該製品を対象とする入札(「製品指定入札」)を可能な限り行わないこととしている。

・平成6年12月以降、中小企業育成の観点から、財務局発注の特定医療用ベッドの入札参加者を、製造業者から販売業者に変更している。

②入札にかかる方針

・平成7年度から3か年計画で、都立病院の医療用ベッドを順次電動式ギャッチベッドに更新し、財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札の発注方針を以下の通りに。

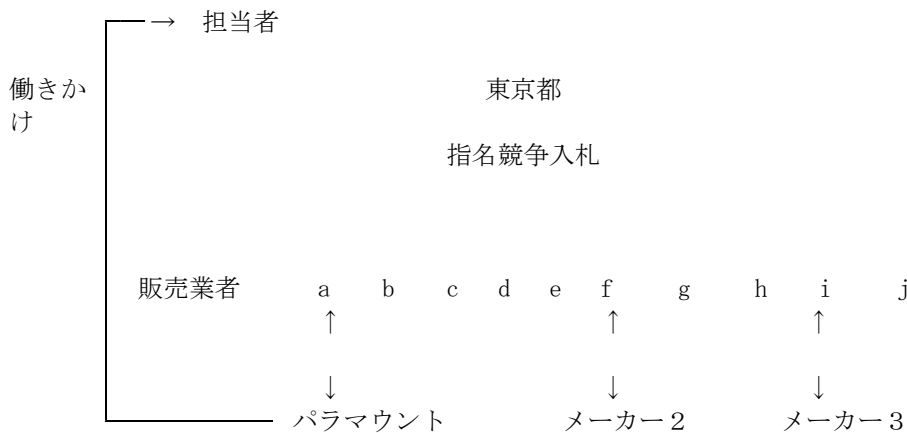
1 メーカー3社が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書入札を実施すること。

2 販売業者を入札参加者とするが、メーカー3社の医療用ベッドの発注の機会を確保するため、入札参加者の取引先製造業者にメーカー3社が含まれるようにすること。

③入札の結果にかかる状況など

・財務局発注の特定医療用ベッドを製造している事業者はメーカー3社であるが、パラマウントベッド社は、そのほとんどを製造している。

・財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札等に参加している販売業者は、平成7年度以降33名であり、それぞれメーカー3社のいずれかの医療用ベッドを納入予定として入札に参加している。



(10-6-1-3)問題となる行為

①パラマウントベッド社一仕様書入札において、上記東京都方針を承知の上、医療用ベッドの仕様に精通していない都立病院の入札事務担当者に対し、同社の製品のみが適合する仕様を含んでいても対外的には東京都の方針に反していることが露見しないように仕様書を作成することができると申し出る等し、以下のような行為を実施することで自社製品のみが適合する仕様書とすることを実現した。

- 1 同社が実用新案権等の工業所有権を有する構造であることを伏せ、仕様書に同構造の仕様を盛り込むことを働きかけること、
- 2 仕様書に競合2社の標準品の仕様にはなく、競合2社がそれに適合する製品を製造するためには相当の費用・時間を要することが予想されるパラマウントベッド社の標準品等の仕様を盛り込むことを働きかけること、

②パラマウントベッド社一入札事務担当者をして次の行為を行わせた。

3 入札のための現場説明会において仕様書の内容を説明する際に、同社の製品の仕様のみを合致する内容を説明し、または同社の作成にかかる一覧表を掲示して同社の製品の機能が競合2社の製品の機能より著しく優れていることを説明し、入札参加者に対し、同社の医療用ベッドを発注する旨表明すること、

4 仕様書が同社の製品しか対応できない内容ではないか等の競合2社等からの質問および仕様書の修正要求に対して、同社の作成した回答に従って回答すること、および同社と相談の上修正要求には応じないとする

③落札者の決定（入札談合）

1 パラマウントによる落札者・落札価格・入札価格の決定一平成7年度以降、財務局発注の特定医療用ベッドの仕様書入札および同社製品の製品指定入札において、入札参加者中から、あらかじめ、「落札予定者」を決定。落札予定価格を決め、落札予定者および他の入札参加者に対し、入札すべき価格を指示、当該価格で入札させている。

2 実効性確保措置一実効性確保のため、落札予定者以外の入札参加者に対し、協力への礼金（以下「入札協力金」）提供、または落札された製品について帳簿上のみの取引に参加させること（以下「伝票回し」）による利益の供与。

(10-6-1-4)行為の効果

・上記②、③の行為により、平成7年度以降、財務局発注の特定医療用ベッドの仕様書入札のほとんどの案件において、他の製造業者の医療用ベッドを納入予定とする販売業者は入札に参加することができず、結果、他の製造業者は製品を納入することができなくなった。

・仕様書入札のほとんどの案件およびパラマウントベッド社製の製品指定入札の案件において、同社が定めた落札予定者が同社が定めた価格で落札している。

(10-6-2)法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野

- ・競争の実質的制限
- (10-6-3)
- ・排除措置

〈審決要旨〉

「パラマウントベッド社は、財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札等に当たり、

- ・排除行為－都立病院の入札 事務担当者に対し、同社の医療用ベッドのみが適合する仕様書の作成を働きかけるなどによって、同社の医療用ベッドのみが納入できる仕様書入札を実現して、他の医療用ベッドの製造業者の事業活動を排除することにより、

支配行為－落札予定者及び落札予定価格を決定するとともに、当該落札予定者が当該落札予定価格で落札できるように入札に参加する販売業者に対して入札価格を指示し、当該価格で入札させて、これらの販売業者の事業活動を支配することにより、

それぞれ、公共の利益に反して、財務局発注の特定医療用ベッドの取引分野における競争を実質的に制限しているものであって、これらは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

(10-7) 北海道新聞社事件（公取委平成12年2月28日同意審決（平成10年（判）第2号(株)北海道新聞社に対する件）
（審決集46巻144頁）
（事実）

(10-7-1) 行為者

- ・北海道新聞社（以下「道新社」）－北海道を販売地域として一般日刊新聞の発行業を営み、北海道地区の朝刊の総発行部数の過半を占めている。函館地区における朝刊及び夕刊それぞれの総発行部数の大部分を占めている。

- ・函館新聞社－平成6年8月頃から、函館地区で夕刊紙発行目的の新聞社設立の動きがあり、平成7年11月15日に函館新聞社（「函新社」）設立。平成9年1月1日から夕刊紙である「函館新聞」を発行。

(10-7-2) 行為

- ・道新社－函館地区での夕刊紙新規参入の動きが知られた頃から、事態の進展を受けた対応を講じるため函館対策を行い、特に函新社の函館新聞発刊が明らかになってから、函新社の新聞発行事業の継続を困難にさせるための抜本的対策を講じるとの認識の下に具体的な対抗策を講じてきた。

- ・函館対策と称して講じられている函新社に対する具体的な対策及びその背景事情は次のとおり。

①新聞題字対策

- ・道新社－函館地区の新設立新聞社に使用させない意図の下に、自ら使用する具体的な計画がないにもかかわらず、平成6年10月、特許庁に対し、「函館新聞」その他、函館地区の地方新聞が使用しそうな商標を9件出願。（←地方紙発行者の多くが地元紙であることを標榜し、購読者獲得の手段とするため、発行地域・都市名にちなんだ新聞題字を選定する。）

②通信社対策

- ・道新社は、時事通信社に函新社からの配信要請に応じないように暗に求め、時事通信社から函新社との配信契約には応じない旨の回答を獲得。（←函新社は時事通信社からの配信を望んでいたが、時事通信社は先行契約者優先の方針を採っていた。）

- ・なお、新聞社は紙面構成の上で国内外の通信社から記事の配信を受ける必要があり、北海道で新聞業を営む者は時事通信又は共同通信社から配信を受けている。

- ・共同通信は社員制をとり全ての記事を配信することになっており、他方、時事通信社からは必要な記事のみの配信を受けることが可能であった。

③広告集稿対策

- ・道新社は函新社の広告集稿活動を困難にするための行為により函新社の広告集稿活動を困難にした。

- 1 夕刊本紙の別刷りとして地域情報版を発刊。

- 2 そこへの掲載広告については、函新社の広告集稿対象と目される中小企業を対象とした大幅な割引広告料金等を画策し、収支試算上、損失が生じることが予測されたにもかかわらず、地域情報版掲載の営業広告の基本料金を本紙掲載広告の約半分の水準にするなどの措置を実施。

- ・新開発行業を営む者の多くは、その売上高のほとんどを新聞販売収入と広告収入に依存し、新聞販売収

入と広告収入がその重要な収益源となっている。

④テレビコマーシャル対策

・函新社が、函館新聞の発刊を一般消費者に対し広告するため、テレビ北海道に対し、コマーシャル放映の申込みを行ったのに対し、道新社は、函新社のコマーシャルを放映させないようにするため、コマーシャル放映の申込みに応じないようテレビ北海道に要請した。これを受けて、函新社の放映申込みは事実上拒否され、テレビ北海道を通じたコマーシャルを函新社は断念している。

・なお、テレビ北海道は道新社から出資を受け、退職者を自社の役員として受け入れ、債務保証を受けるなど密接な関係にある。

・公取委－平成10年3月6日に審判開始決定し、道新社の申出に基づき同意審決。

(10-7-3)法の適用（公取委同意審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-7-4)

- ・排除措置

（審決要旨）

(i) 法令の適用

「道新社は、

函新社の参入を妨害しその事業活動を困難にする目的で講じた函新社が使用すると目される複数の新聞題字の商標登録の出願等の函館対策と称する一連の行為によって、同社の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、函館地区における一般日刊新聞の発行分野における競争を実質的に制限していたものであり、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

(ii) 排除措置

① 道新社は、次の事項を函新社に通知し、函館地区の一般消費者に周知徹底させなければならない。

② 道新社が函新社の参入を妨害しその事業活動を困難にする目的で講じた函館対策と称する一連の行為に関して次の措置をとったこと。

（塾函館地区に関する商標登録出願をすべて取り下げ、③時事通信社に対し、函新社へのニュース配信に関し、道新社はなんら関与するものではないことを通知し、④地域情報版の広告料金及び広告手数料の設定を取りやめ、適正な広告料金及び広告手数料を設定することとし、④テレビ北海道に対し、函新社のテレビコマーシャルに関し道新社はなんら関与するものではないことを通知したこと。

⑤ 今後、前記函館対策と称する一連の行為と同様の行為により、函新社の新聞発行に関する事業を排除しないこと。

⑥ 今後、前記函館対策と称する一連の行為と同様の行為により、函新社の新開発行に関する事業活動を排除してはならない。

(10-8)パチンコ特許プール事件（公取委平成9年8月6日勧告審決（平成9年（勧）第5号）三共ほか10名に対する件）（審決集44巻238頁）

(10-8-1)事実

(10-8-1-1)行為主体－被審人11名

①被審人11社のうち、ぱちんこ機の製造販売業者ないし製造業者である10社（以下「10社」という）

国内において供給されるぱちんこ機のほとんどを供給している。

②(株)日本遊技機特許運営連盟（「特許連盟」）－ぱちんこ機等に関する工業所有権の取得、売買、実施権の設定・許諾等に関する事業を営むことを目的として設立。

③10社は、技術開発能力等に優れ、製造に関する多くの特許権等を所有する。

④10社は、通常実施権の許諾（実施許諾）の諾否等の管理運営業務を特許連盟に委託するとともに、実施許諾の諾否等を実質的に関与してきており、直接または間接に、特許連盟の株式の過半数を所有し、また取締役の相当数を占めている。

⑤特許連盟が所有または管理運営する特許権等－ぱちんこ機の製造上重要な権利。これらの実施なしで、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく規格に適合する製品を製造することは困難な状況。

ぱちんこ機製造業者のほとんどすべてである日本遊技機工業組合（「工業組合」）の組合員19社は、特許連盟が所有・管理運営する特許権等の実施許諾を受けて製品を製造している。

- ⑥ぱちんこ機製造販売業界では、特許連盟の所有・管理運営する特許権等の実施許諾契約における乱売禁止条項、証紙発給に係る条項等に基づき販売価格の監視や安売り防止の指導がなされ、製造業者・販売業者間の取引が販売業者によって販売価格を自由に設定し得ない委託販売とされるなど、製造業者間の自由な競争が著しく阻害されてきている。

(10-8-1-2)問題となる行為（排除行為）

①特許連盟

- ・目的—既存の製造業者である工業組合の組合員の利益の確保を図るため、かねてから、ぱちんこ機製造分野への参入を抑止する方針
- ・方針・行為1—自己が所有・管理運営する特許権等の実施許諾に当たり、製造業者である組合員以外の者に実施許諾を行わない。
- ・方針・行為2—実施許諾を行う場合にも契約中に営業状態の変更に関する条項（代表者・役員構成の変更等営業状態の著しい変更の場合に契約を解除できる旨の条項）を設け、参入を抑止。
- ・方針・行為3—回胴式遊技機大手製造業者が組合員であるぱちんこ機製造業者の株式取得により新規参入を図る動き等を契機として、10社のうち1社を除く9社（以下「9社」）と特許連盟が、買収等による参入の抑止策を強化。

②状況変化後

- ・状況変化—他分野の事業者がぱちんこ機の製造を強く希望して実施許諾を申し出るなど新たな進出の動きが活発化。他方、特許連盟が所有・管理運営する特許権等の数が減少し参入障壁が弱まりつつあり、新規参入希望者が特許連盟の特許権等を回避した製品の製造を開始して対抗勢力が形成されることも考えられるなど、従来の体制が崩壊、既存のぱちんこ機製造業者の利益が大きく損なわれることが危惧される状況に。

③状況変化後の行為（排除行為）

9社と特許連盟

- ・目的—市場占拠率確保・価格競争回避の体制維持目的
- ・方針・行為1—「権利者会議」、特許連盟取締役会等をとおして、営業状態の変更に関する条項の実施により買収等による参入を抑止
- ・方針・行為2—特許権等の集積に努めて参入障壁を強化すること
- ・方針・行為3—参入希望者に対して当該特許権等の実施許諾を行わないこと
- ・ぱちんこ機の製造分野への参入を排除する旨の方針を確認。現実には参入を排除（前述の除外されていた1社も、遅くとも平成5年中に9社・特許連盟と行動を共にしている）。

(10-8-1-3)具体的行為及び効果

- 1 回胴式遊技機大手製造業者（非組合員）による既存のぱちんこ機製造業者（組合員）の株式の過半数取得を通しての参入計画に対し、新規参入により既存製造業者の利益損失のおそれなどを理由に、9社・特許連盟が上記方針に基づき、既に終了していたその組合員との実施許諾契約更新を拒絶継続を決めたため、その組合員を介してぱちんこ機の製造をすることができなくなった。
- 2 非組合員であるぱちんこ補給機大手製造業者および工業組合を脱退した元組合員による特許連盟の所有・管理運営する特許権等の実施許諾の申し出に対して、既存製造業者利益の損失のおそれがあるなどを理由に、10社・特許連盟が上記方針に基づき申出を拒絶しているため、ぱちんこ機の製造を開始できないでいる。
- 3 その他の参入抑止効果—製造販売を希望し、開発に努めてきた事業者は、実施許諾を希望しているものの、10社・特許連盟の前述の方針により、既存ぱちんこ機製造業者以外の者が実施許諾を受けることは困難であるとの認識から、正式に実施許諾を申し出るには至らず、製造を断念。

(10-8-2)法の適用（公取委勧告審査）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-8-3)

- ・排除措置

く審決要旨)

(i) 法令の適用

行為主体—「10社及び遊技機特許連盟は、結合及び通謀をして、

排除行為—参入を排除する旨の方針の下に、遊技機特許連盟が所有又は管理運営する特許権等の実施許諾を拒絶することによって、ぱちんこ機を製造しようとする者の事業活動を排除することにより、

市場効果—公共の利益に反して、我が国におけるぱちんこ機の製造分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは、特許法」「又は実用新案法」「による権利の行使とは認められないものであり、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当」する。

(ii) 排除措置

①10社・特許連盟は、「共同して確認しているぱちんこ遊技機の製造分野への参入を排除する旨の方針を破棄しなければならない」。

②10社・特許連盟は、実施許諾に関して前述の「方針に基づいて行った措置を撤回しなければならない」。

③特許連盟は、実施許諾契約における、前述の営業状態の変更に関する条項を削除しなければならない。

④10社・特許連盟は、今後、相互に、結合・通謀して、ぱちんこ機の製造に関する特許権等に係る実施許諾をしないことにより、参入を排除してはならない。

(10-9) ノーディオン事件

(10-9-1) 事実

(10-9-1-1) 行為者

①カナダ所在のエム・ディ・エス・ノーディオン

・モリブデン99（癌診断薬の原料）を製造販売する外国事業者。

・製品分野で世界一の製造販売業者。世界における生産数量の過半、販売総量の大半を占める。

②世界第2の事業者はベルギーのIRE社。

③日本—当該製品の製造業者なし。供給は全て海外に依存。日本の需要は世界需要のうち16%を占めている。

日本で当該製品を原料とし癌診断薬を製造しているのは日本メジフィックスと第一ラジオ。

(10-9-1-2) 問題となる行為（排除行為）

①ノーディオン社は全世界の顧客に対し、排他的供給契約により顧客の必要とするモリブデン99の全量をノーディオン社から排他的に購入させる。

②日本メジフィックス社契約—平成8年、日本メジフィックス社が取得、使用、消費又は加工するモリブデン99全量をノーディオン社から購入しなければならない旨の契約（期間10年間）を締結。

③第一ラジオ社との契約—第一ラジオ社は、モリブデン99を複数の業者から購入することを企図。IRE社とも交渉実施。ノーディオン社は第一ラジオ社の希望を受け入れず、排他的購入契約締結を繰り返し要求。平成8年第一ラジオ社が取得、使用、消費又は加工するモリブデン99全量をノーディオン社から購入しなければならない旨の契約（期間10年間）締結。

④なお、これらの契約の締結地は東京。

(10-9-2) 効果

①IRE社及びその他のモリブデン99製造業者は上記契約期間中は上記日本の需要者2社とは取引ができない状態に。

②公取委が審査開始。ノーディオンは上記契約を修正し全量購入条項を削除、上記二社に対して義務を課さないことにした。

(10-9-3) 法の適用（公取委勧告審決）

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限

(10-8-4)

・ 排除措置

ノ社がN社及びD社との間に以上のような全量購入義務を定める契約を締結し実施したことは、わが国におけるモリブデン99の販売分野における他の事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して競争を実質的に制限していたものであり、私的独占に該当し独占禁止法3条の規定に違反するものであるとした。そして、排除措置としてノ社に対して、(i) IRE社に対して上記排他的購入契約が破棄されたことを通知すること、及び、(ii) 今後N社及びD社に対して全量購入義務を課することによって他の事業者のモリブデン99の販売に関する事業活動を排除しないことを通知し、N社及びD社に対しては上記(ii)の事項を通知することを命じた。

I T分野、公益事業分野に係る参入阻止行為に対して公正取引委員会が対処した実績

- (1) DSLの接続に関する遅延等(平成12年12月 私的独占のおそれ警告)
- (2) ADSLの保安器工事に係る差別行為(平成13年12月 不当な顧客誘引又は取引妨害のおそれ警告)
- (3) 高額な違約金を伴う長期契約(平成14年6月 私的独占のおそれ警告)
- (4) 大手3社による部分対抗値下げ(平成14年9月 私的独占のおそれ自主的な改善措置を要請)

※上記4事例は、いずれも迅速性を優先させる観点から、警告等で対応した事例である。

東日本電信電話株式会社はDSL(デジタル加入者線)サービスの試験提供を開始するに当たり、同社と相互接続協定を締結して加入者回線への接続を希望する事業者に対して、MDF接続(注)によるサービスの提供について条件を付けるなどの行為を通じて、当該接続について遅延行為を行った事例。

(注) MDF(Main Distribution Frame)とは、加入者交換局において電話交換機と加入者回線をつないでいる中央集配線盤のことである。通常はMDFから電話交換機に接続されているが、xDSLを使う場合には、電話交換機を通さずにMDFから直接モデム等のDSL装置に接続することとなる。そのため、DSL事業者はNTT地域会社との接続に係るコストを低く抑えることができる。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がADSL(非対称デジタル加入者回線)のサービスの提供に際し、①電話の着信によりADSL接続が切断されるおそれのある保安器の取替工事について、②光ファイバーケーブルからメタルケーブルへの収容替工事について、それぞれ、ユーザーから要求があった場合に、自社ユーザーに係るものについては無料で取替え又は収容替えを行っていたにもかかわらず、競争事業者のユーザーに係るものについては有料で取替え又は収容替えを行っていた疑いがある行為が認められた事例。

北海道電力は、新規参入者等に対抗するため、契約期間に応じて基本料金を割り引くことを内容とする「長期契約」を自由化対象需要家(注)との間で締結し、①途中解約した場合等は長期契約割引額の返還に加え、高額な違約金を支払うことを相手方に義務づけ、②これらの支払いについて、事業撤退等による契約解消の場合等は対象外とし、同社から新規参入者に契約先を切り替えた場合等は支払を求めることとした事例。

(注) 電力会社との間で電気の供給について個別に協議して電気料金等を決定する大口の電気の需要家のことであって、現行電気事業法では、特別高圧(20,000V以上の電圧)で受電し、使用最大電力が原則として2,000kW以上の需要家(特定規模需要家)のことをいう。

大手航空3社が新規参入者が運行している国内航空路線に関し、新規参入者の設定している割引運賃等と同等又はこれを下回る運賃を設定していた事例。この運賃設定は、新規参入者と競合がある路線の割引の程度が大きく、一部の路線の運賃水準はコストからみても低いものとなっていたほか、新規参入者と競合する路線のみを対象としたマイレージの優遇を行うなどの事実が認められた。

○ エム・ディ・エス・ノーディオ・インコーポレイテッド(私的独占)(平成10年9月 勧告審決)

我が国取引先2社(我が国の需要者すべて)との間で、それぞれ、平成8年から同10年の間、医薬品原料であるモリブデン99の全量を購入する義務を課す契約を締結して、他のモリブデン99の製造販売業者の事業活動を排除していた。

○ マイクロソフト株式会社

(抱き合わせ販売) (平成10年12月 勧告審決)

取引先であるパソコン製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算ソフトをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワープロソフトを併せて搭載又は同梱させ、さらに、表計算ソフト及びワープロソフトについて権利を許諾する際に、不当に、スケジュール管理ソフトを併せて搭載又は同梱させている。

○ 東日本電信電話株式会社(私的独占) (平成12年12月 警告)

相互接続協定を締結して加入者回線への接続を希望するDSL事業者に対して、DSLサービスへの新規参入を阻害し、DSL事業者の円滑な事業活動を困難にさせ、DSL事業者の競争上の地位を著しく不利にしている疑い。

○ 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(再販売価格の拘束、拘束条件付取引) (平成13年8月 審判審決)

プレイステーションと称する家庭用テレビゲーム機のソフトウェアについて、小売業者に対し、直接又は取引先卸売業者を通じてソフトウェアの販売価格の拘束していた、及びソフトウェアの横流し行為を禁止している等。

○ 北海道電力株式会社(私的独占) (平成14年6月 警告)

契約期間に応じて契約保証電力に係る基本料金を割り引くこと等を内容とする「長期契約」を自由化対象需要家との間で締結し、途中解約した場合等には、既に適用した長期契約割引額の返還に加え、契約残存期間における契約保証電力に係る基本料金の20パーセントに相当する額等を支払うことを義務付け、さらに、これらの支払について、事業撤退等による契約解消の場合等は対象外とし、同社から新規参入者に契約先を切り替えた場合等には支払を求めることとしている疑い。